



◆NEWS◆ 旧緊急時避難準備区域等における精神的損害に係る賠償を開始
(8月13日)

東京電力株式会社は、平成24年7月24日に「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について(旧緊急時避難準備区域等)」にてお知らせした「早期帰還された方等への精神的損害に係る賠償」を開始することを発表しました。

■賠償対象者

原子力発電所事故が発生した平成23年3月11日に旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域及び南相馬市の一部地域に生活の本拠としての住居があった方のうち、以下の対象期間に当該区域に滞在されたこと等により、「避難生活等による精神的損害」に係る賠償金を受領されていない期間のある方。

・旧緊急時避難準備区域

対象期間：平成23年3月11日～平成24年2月29日

・旧屋内退避区域及び南相馬市の一部地域

対象期間：平成23年3月11日～平成23年9月30日

※ 南相馬市の一部地域：「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」において「地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域」として扱うこととされた区域

■賠償の概要

1) 賠償の対象となる損害

- ・避難等によって被られた精神的苦痛に対する損害
- ・避難生活等による生活費の増加費用

2) 賠償金額

対象期間のうち「避難生活等による精神的損害」に係る賠償金を受領していない期間に応じて、1人あたり月額10万円

■請求書類の発送及び受付

- ・平成24年8月13日(火)から請求書類の発送を開始
- ・平成24年8月17日(金)から請求の受付を開始

■お問い合わせ先

東京電力株式会社福島原子力補償相談室(コールセンター)

- ・電話番号：0120-926-404
- ・受付時間：午前9時から午後9時

詳細は東京電力株式会社ホームページをご覧ください。
http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1211793_1834.html

◆NEWS◆ 福島県県民健康管理調査「基本調査(外部被ばく線量推計)」
(追加)推計結果を公表(8月13日)

福島県は、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえて、「県民健康管理調査」を行っています。調査は、「基礎調査」と「詳細調査」からなり、「基本調査」では、平成23年3月11日から7月11までの4ヶ月間の県民の行動記録を基に、外部被ばく積算実効線量の推計を行っています。

今般、新たに11,094人分(先行調査以外の地域10,875人、先

行調査地域219人)の推計結果を公表しました。
具体的な推計結果は以下のとおりです。

<基本調査 7月31日現在>

- 対象者：全県民（2,056,994人）
- 回答数：469,041件（回答率：22.8%）

oo

◆まだ提出されていない方は、問診票の提出にご協力下さい。

oo

■「外部被ばく線量推計」

・先行調査以外の地域（放射線業務従事経験者を除く）の推計値は、全域で5ミリシーベルト未満です。

特に、会津・南会津地域では、ほぼ全員が、また、相双地域においても86.7%が1ミリシーベルト未満です。

・先行調査地域（放射線業務従事経験者を除く）の推計値は、15ミリシーベルト未満で、前回までの25.1ミリシーベルトを上回るものではありません。

また、219人の追加により、回答数（16,209人）の97.1%の推計結果を得ました。

詳しくは福島県ホームページ（県民健康管理調査）をご覧ください。
<http://www.pref.fukushima.jp/imu/kenkoukanri/240813senryousuikai.pdf>

◆NEWS◆ 8月25日から五巡目の一時立入りを開始!!（8月10日）

五巡目の一時立入りは、8月25日（土）から開始する予定です。

五巡目においても、四巡目の時と同様に、立入りを希望される方が立入り日の調整などの手続きをより円滑にできるよう、専用のコールセンターで受け付けを行います。

一時立入りのスケジュールや受付状況は、専用のホームページで確認ができます。

■五巡目の一時立入りスケジュール（予定）

- ・8月25日（土）から10月8日（月・祝）

■一時立入り受付コールセンター情報

- ・受付開始：8月16日（木）午前8時から受け付けを開始
- ・受付時間：午前8時から午後9時（祝・休日を含む毎日）
- ・電話番号：0120-234-530（フリーダイヤル）
- ・対象町：4町（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）
- ・ホームページ：http://ichijitachiiri.com

■中継基地情報

五巡目からは、これまで使用していた北側の中継基地が南相馬市馬事公苑から浪江幾世橋（きよはし）中継基地に変更となります。

（所在地）

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字斉藤屋敷52

（浪江町役場近くの幾世橋交差点のヨークベニマル浪江店等駐車場）

■四巡目の一時立入りの結果

- ・実施期間：5月19日（土）から7月15日（日）
- ・世帯数：13,669世帯
- ・人数：33,916人

◆NEWS◆ 特別地域内除染実施計画を策定!!川俣町の除染を進めます
（8月10日）

環境省は放射性物質汚染対処特措法に基づき、8月10日に川俣町における特別地域内除染実施計画（以下、「除染計画」）を策定しました。

除染特別地域（国が直接除染を行う警戒区域又は計画的避難区域に指定されたことがある地域）については、この策定された除染計画に従って除染を行うこととなります。

このため、本年1月26日に、環境省は、除染特別地域の除染の進め方についての考え方を「除染特別地域における除染の方針(除染ロードマップ)」としてお示しし、これを踏まえて、除染特別地域の除染の進め方について関係市町村等の関係者と協議・調整を行ってきました。

今般、川俣町において協議・調整が整い、除染計画を策定しました。

今後、国は、計画の策定が終了した6市町村（田村市、南相馬市、楡葉町、川内村、飯館村、川俣町）について、計画に沿って除染を進めるとともに、引き続き、その他の地域（5町村：富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）についての協議・調整を進めてまいります。

（「特別地域内除染実施計画」の概要）

各市町村の除染計画の期間は平成24年度から2年間又は1年間とし、主に以下の内容を記載。

- 1) 除染等の実施に関する方針
 - ・人の健康の保護の観点から必要である地域を優先
- 2) 除染計画の目標
 - 特措法に基づく「基本方針」に定める目標を踏まえ、さらに、
 - ・学校再開前に学校等の線量を毎時1マイクロシーベルト未満
 - ・営農再開に配慮
- 3) 除染計画の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項
 - ・除染対象地域とスケジュール
 - ・除染方法
- 4) その他
 - ・広域インフラの除染
 - ・除染計画の見直し

詳しくは、環境省のホームページをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15570>

<除染の計画について>

http://josen.env.go.jp/progress/tokubetsuchiiki/tokubetsuchiiki_plan.html

◆おしらせ◆ 環境省は、「生活空間の放射線の測定に関する基礎知識（ハンドブック）」を作成しました。

環境省は8月7日、お住まいの生活空間における原発事故後の平均的な放射線量を正しく測るためにお役立ていただけるよう、放射線の測定に関する基礎知識についての資料（ハンドブック及びチラシ）を作成し公表しました。

ハンドブックには、測定器の種類と選び方、測る前の準備、空間線量率の測り方などを分かりやすく紹介しています。個人で空間線量率の測定の際に、お役立てください。

詳しくは環境省のホームページをご覧ください。

「生活空間の放射線測定 基礎知識」ハンドブック URL

http://josen-plaza.env.go.jp/materials_links/pdf/sokutei_kiso.pdf

「生活空間の放射線測定 基礎知識」チラシ URL

http://josen-plaza.env.go.jp/materials_links/pdf/sokutei_kiso_leaf.pdf

=====
★☆「ふれあいニュースレター」バックナンバーのご案内☆☆

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#info_fureai_letter

=====
[発行：政府原子力被災者生活支援チーム]